

資料編

安八町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

安八町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

安八町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

男女共同参画社会基本法

安八町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 安八町における男女共同参画社会の推進に向けて、施策等について広く町民から意見を聴取し、安八町男女共同参画プランを策定するため、安八町男女共同参画プラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、男女共同参画プランの策定及び施策についての提言及び推進について必要な事項を審議する。

(構 成)

第3条 策定委員は、町長が委嘱する10人以内で組織する。

(任 期)

第4条 委員の任期は当該計画の策定日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。ただし、最初に召集される策定委員会は、町長が招集する。

2 会議の進行は、委員長が行う。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要であると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 策定委員会の庶務は、企画調整課において行う。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

安八町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

NO	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
1	大平 文雄	議会	
2	棚橋 清隆	区長会	
3	安藤 延邦	民生児童委員	
4	赤木 保男	人権擁護委員	
5	説田 友紀	保育園保護者会	
6	吉田 喜美子	女性防火クラブ	
7	伊藤 英一	青年のつどい協議会	
8	吉田 広行	小中学校校長会	
9	浅野 邦子	保育園園長会	

安八町男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

(設 置)

第1条 安八町における男女共同参画社会の実現に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、安八町男女共同参画プラン推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- 二 男女共同参画プランの策定及び推進における関係課間の総合的な調整に関すること。
- 三 前二号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき又欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、委員長が指名する者をもって充てる。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(研究部会)

第5条 委員会を補佐し、具体的な検討を行うため、研究部会を置く。

- 2 研究部会員は、町の職員のうち委員長が指名する者をもって充てる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。